

福岡県公報

平成24年5月25日
第3397号

目次

告示(第895号-第956号)

○指定代理納付者の指定	(税務課)	2
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)	3
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	5
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	13
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	14
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	14
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	15
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	15
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	16
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	16
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額の一部改正	(総務事務センター)	16
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額	(総務事務センター)	17

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	……………17
○福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託	(県営住宅課)	……………17
○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	……………18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	……………18
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	……………19
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………19
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………20
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………20
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………20
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………20
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………21
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………21
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………21
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………21
○平成24年度定期自動車税収納事務の委託	(税務課)	……………22
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………22
公 告		
○落札者等の公示	(企画交通課)	……………22
○落札者等の公示	(企画交通課)	……………23
選挙管理委員会		
○政治資金規正法第17条第2項の適用について	(市町村支援課)	……………23
正 誤		
○一般競争入札の実施(平成24年5月1日福岡県公報第3391号公告)		
中正誤		……………24
○目次(平成24年5月15日福岡県公報第3394号) 中正誤		……………24
○目次(平成24年5月15日福岡県公報第3394号) 中正誤		……………24
○目次(平成24年5月15日福岡県公報第3394号) 中正誤		……………24
○関門海域におけるマダコの採捕制限について(平成24年5月筑前海 区漁業調整委員会指示第151号) 中正誤		……………24

告 示

福岡県告示第895号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第85条の5の規定により告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

ヤフー株式会社

(2) 所在地

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定した日

平成24年4月1日

3 指定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 対象となる歳入

平成24年度定期自動車税

ふるさと寄附金

福岡県告示第896号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

築上郡吉富町土地改良区
深野土地改良区
伊良原土地改良区

平成24年5月11日

福岡県告示第897号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成24年5月25日から同6月14日までの間、福岡県環境部環境保全課及び行橋市環境水道部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 福岡県八女郡広川町大字日吉1164番地の2
名称 ローム・アポロ株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 辻辰雄

2 事業場の所在地及び名称

所在地 福岡県行橋市大字稲童字畠ヶ田837-1
名称 ローム・アポロ株式会社 行橋工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の66に掲げる施設(電気めっき施設)
能力	CP-1号機 ウェハー 230枚/24時間
	CP-2号機 ウェハー 230枚/24時間
	CP-3号機 ウェハー 230枚/24時間
	CP-4号機 ウェハー 230枚/24時間
	AP-1号機 ウェハー 690枚/24時間
	AP-3号機 ウェハー 259枚/24時間
	AP-4号機 ウェハー 259枚/24時間
	AP-6号機 ウェハー 311枚/24時間

工事着手予定年月日		許可後						
工事完成予定年月日								
使用開始予定年月日		連続24時間						
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		なし						
使用時間の季節的変動の概要		なし						
	区分	排水系統	S4棟		S3棟		S2棟	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度	イオン交換設備	3~5		4~5		-	
		中和処理設備	16~12		1~13		-	
		Au/Cuメッキ系	-		-		3~5	
		濃厚排水系	-		-		1~3	
		濃厚有機系	-		-		58~64	
		研削系	-		-		6~7	
		希薄有機系	-		-		3~5	
生物化学的酸素要求量(mg/L)		イオン交換設備	2	5	10	20	-	-
		中和処理設備	110	220	50	100	-	-
		Au/Cuメッキ系	-	-	-	-	2	4
		濃厚排水系	-	-	-	-	20	40
		濃厚有機系	-	-	-	-	200	300
		研削系	-	-	-	-	2	4
		希薄有機系	-	-	-	-	2	4
化学的酸素要求量(mg/L)		イオン交換設備	20	50	20	50	-	-
		中和処理設備	500	1500	500	1500	-	-
		Au/Cuメッキ系	-	-	-	-	1.5	3
		濃厚排水系	-	-	-	-	300	1000
		濃厚有機系	-	-	-	-	220	500
		研削系	-	-	-	-	100	200
		希薄有機系	-	-	-	-	3.8	10

浮遊物質 (mg/L)	イオン交換設備	5	10	15	25	-	-
	中和処理設備	55	110	55	110	-	-
	Au/Cu メッキ系	-	-	-	-	1.6	3
	濃厚排水系	-	-	-	-	25	50
	濃厚有機系	-	-	-	-	7	15
	研削系	-	-	-	-	1270	2000
	希薄有機系	-	-	-	-	5	10
銅含有量 (mg/L)	イオン交換設備		-	10	20	-	-
	中和処理設備			300	500	-	-
	Au/Cu メッキ系	-	-	-	-	1.3	2.6
	濃厚排水系	-	-	-	-	11.8	20
	濃厚有機系	-	-	-	-	0.1	0.2
	研削系	-	-	-	-	70	100
	希薄有機系	-	-	-	-	0.1	0.2
溶解性鉄 含有量 (mg/L)	イオン交換設備	-	-	5	10	-	-
	中和処理設備	-	-	30	50	-	-
	Au/Cu メッキ系	-	-	-	-	0.1	0.2
	濃厚排水系	-	-	-	-	8.7	15
	濃厚有機系	-	-	-	-	0.1	0.2
	研削系	-	-	-	-	0.1	0.2
	希薄有機系	-	-	-	-	0.1	0.2
汚水量 (m ³ /日)	イオン交換設備	291	350	360	420	-	-
	中和処理設備	22.7	22.8	24	33	-	-
	Au/Cu メッキ系	-	-	-	-	12	20
	濃厚排水系	-	-	-	-	7	18
	濃厚有機系	-	-	-	-	13	20
	研削系	-	-	-	-	150	270
	希薄有機系	-	-	-	-	30	45

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

場 所	S 4 棟 (既存)	S 3 棟 (既存)	S 2 棟 (新規)			
種 類	メッキ廃液処理施設	同左	同左			
型 式	イオン交換設備 中和・蒸発処理設備	同左	膜ろ過濃縮 中和・蒸発処理設備			
構 造	FRP・PVC・鋼板 ゴムライニング ステンレス鋼板・ PP コンクリート型	同左	同左			
主 要 寸 法	1500 × 5000 × 2600 5000 × 8000 × 3000	3300 × 10000 × 3500 5000 × 8000 × 3000	1500 × 1500 × 4000H 1000 × 1500 × 2500H			
能 力	回収水 291m ³ /日 蒸発 22.7m ³ /日	回収水 360m ³ /日 蒸発 24m ³ /日	回収水 258m ³ /日 蒸発 18m ³ /日			
処 理 方 式	イオン交換方式 中和・蒸発処理方式	同左	膜ろ過濃縮方式 中和・蒸発処理方式			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	昭和63年11月1日	平成2年12月10日	許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	昭和63年11月30日	平成3年1月31日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	昭和63年12月1日	平成3年2月1日				
使 用 時 間 の 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	連続 24 時間	同左	同左			
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	同左	同左			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処理前		処理後		
		通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度				
		生物化学的酸素要求量(mg/l)				
		化学的酸素要求量(mg/l)				
		浮遊物質質量(mg/l)				
窒素含有量(mg/l)	3に記載のとおり					

りん含有量 (mg/ℓ)		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)		
大腸菌群数 (個/cm ³)		
汚水量 (m ³ /日)	0	0

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口			
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.6～8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	4	5
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	8	10
	浮遊物質 (mg/ℓ)	10	15
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5	10
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.5	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	ND	ND
	大腸菌群数 (個/cm ³)	500	1500
	汚水量 (m ³ /日)	140	174

福岡県告示第898号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県管内全域	平成24年3月31日

福岡県告示第899号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（基盤地図情報整備）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
直方市、大刀洗町	平成24年3月31日

福岡県告示第900号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
嘉麻市	平成24年3月15日

福岡県告示第901号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市田野	平成24年3月15日

福岡県告示第902号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳補正）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市、嘉麻市	平成24年3月15日

福岡県告示第903号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町	平成24年3月28日

福岡県告示第904号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成24年3月8日

福岡県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、田川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点3級基準点測量外）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川市大字伊加利	平成24年2月28日

福岡県告示第906号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級水準測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市中央区・西区・博多区・東区の一部	平成24年3月15日

福岡県告示第907号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（出来形確認測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市大字岩本並びに大字白銀地区の一部	平成24年3月21日

福岡県告示第908号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区	平成24年3月28日

福岡県告示第909号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点・3級水準測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区	平成24年3月27日

福岡県告示第910号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、吉富町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（カラー撮影、デジタルオルソ作成）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
吉富町全域	平成24年3月26日

福岡県告示第911号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、独立行政法人水資源機構両築平野総合事業所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市江川地内他	平成24年3月28日

福岡県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人水資源機構朝倉総合事業所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市江川地内、東峰村大字小石原地内	平成24年3月20日

福岡県告示第913号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市長博多区沖浜町地内	平成24年3月30日

福岡県告示第914号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区片野新町三丁目、東城野町城野団地の各一部	平成24年3月18日

福岡県告示第915号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、みやま市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
みやま市山川町	平成24年3月15日

福岡県告示第916号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（カラー撮影、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市全域	平成24年3月30日

福岡県告示第917号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上毛町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（カラー撮影、デジタルオルソ作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
上毛町全域	平成24年3月26日

福岡県告示第918号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑前町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（カラー撮影、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑前町全域	平成24年3月23日

福岡県告示第919号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（守恒東公園測量業務委託）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年3月30日

福岡県告示第920号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市袋迫及び松原地区、築上町弓ノ師及び下別府地区、みやこ町綾野地区	平成23年9月30日

福岡県告示第921号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量外）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市、築上町内	平成24年2月27日

福岡県告示第922号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（1級基準点測量、2級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区新大谷町	平成24年3月31日

福岡県告示第923号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市内	平成24年4月12日から 平成24年5月31日まで

福岡県告示第924号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区大字枝光、北九州市戸畑区 牧山	平成24年4月23日から 平成24年8月31日まで

福岡県告示第925号

筑後東部第1期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
政次春男	八女市川犬1494番地1
近藤隆夫	筑後市大字北長田285番地2
樋口洋文	八女市酒井田726番地1
片小田義昭	〃 柳瀬330番地1
中島一敏	〃 〃 244番地
栗田正徳	筑後市大字久恵1093番地
下川利治	〃 大字津島1136番地1
松本富美男	〃 大字溝口1169番地
中村浩章	〃 大字津島915番地
三小田勝之	みやま市瀬高町本郷876番地2
三小田新	〃 〃 〃 903番地2

2 退任監事

氏名	住 所
金納昇	八女市新庄1687番地
篠原千郷	筑後市大字鶴田884番地1
吉開和治	みやま市瀬高町本郷764番地2

3 就任理事

氏名	住 所
政次春男	八女市川犬1494番地1
松本富美男	筑後市大字溝口1169番地
丸林尚由	八女市緒玉504番地
松延房實	〃 高塚419番地

中島一敏	〃 柳瀬244番地
星野卓視	〃 光203番地
下川利治	筑後市大字津島1136番地1
栗田正徳	〃 大字久恵1093番地
林博文	〃 大字北長田697番地
中村浩章	〃 大字津島915番地
金子健一郎	みやま市瀬高町本郷570番地1
三小田新	〃 〃 〃 903番地2

4 就任監事

氏名	住 所
吉開和治	みやま市瀬高町本郷764番地2
大塚豪	八女市新庄7番地2
篠原千郷	筑後市大字鶴田884番地1

福岡県告示第926号

前田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
松本功	行橋市大字前田1786番地
竹下智昭	〃 大字中川171番地
清水政幸	〃 大字上稗田452番地2
金丸享司	〃 大字下稗田1110番地1
松本邦弘	〃 大字前田1899番地2
馬場政弘	〃 大字下検地462番地1

2 退任監事

氏名	住所
城戸俊二	行橋市大字上検地 777 番地
松本岸雄	〃 大字下稗田 1214 番地 4

3 就任理事

氏名	住所
松本功	行橋市大字前田 1786 番地
竹下智昭	〃 大字中川 171 番地
清水政幸	〃 大字上稗田 452 番地 2
金丸享司	〃 大字下稗田 1110 番地 1
松本邦弘	〃 大字前田 1899 番地 2
馬場政弘	〃 大字下検地 462 番地 1

4 就任監事

氏名	住所
城戸俊二	行橋市大字上検地 777 番地
松本岸雄	〃 大字下稗田 1214 番地 4

福岡県告示第927号

東八田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
六枝一義	築上郡築上町大字東八田 635 番地 1

2 就任理事

氏名	住所
植田高雄	築上郡築上町大字東八田 780 番地 3

福岡県告示第928号

椎田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
西田万里	築上郡築上町大字東八田 1098 番地 6

2 就任理事

氏名	住所
植田道夫	築上郡築上町大字西八田 2339 番地 1
沼田紀也	〃 〃 大字東八田 559 番地 2

福岡県告示第929号

苅田町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
松蔭一久	京都府苅田町大字稲光 724 番地

福岡県告示第930号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市黒木町今字西原212番、213番1、214番1、215番1、216番から220番まで、
221番1、222番1及び223番から226番まで、227番4、230番1、230番3及び231番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義

福岡県告示第931号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字上片島字山鼻1268番7及び水路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町

町長 吉廣 啓子

福岡県告示第932号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
小生100	ひやまクリニック呼吸器内科	小郡市大崎 1020-2	24・5・1
う生39	平井内科医院	うきは市吉井町清瀬 584-2	24・4・1
う生33	医療法人悠揚会 村上整形外科スポーツクリニック	みやま市高田町江浦 280 番地 1	24・4・1
宗遠生7	医療法人吉村整形外科クリニック	遠賀郡岡垣町野間 2 丁目 7 番 5 号	24・4・1
柏生歯50	青山歯科クリニック	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 4 - 1	24・4・1
像生歯70	アクア歯科クリニック	宗像市赤間駅前 1 丁目 4 - 33	24・4・1
宰生歯42	医療法人 SuDC 鈴木歯科医院	太宰府市都府楼南 4 丁目 3 番 1 号	24・4・1
田生歯85	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田 3439-1	24・4・1
田生歯86	いまはやしデンタルオフィス	田川市白鳥町 2110 番 15	24・5・1
柏生薬148	エイシン調剤薬局	糟屋郡粕屋町大字内橋 686-2	24・4・1
古生薬25	株式会社アガベ 東福岡薬局	古賀市千鳥 2 丁目 2 - 5	24・5・1
春生薬53	春日西調剤薬局	春日市上白水 7 丁目 11 番	24・4・1
糸島地生薬54	ハート薬局高田店	糸島市高田 1 丁目 9 番 31 号	24・4・1
み生薬26	元町薬局	みやま市瀬高町下庄 1718-10	24・4・1
柳生薬46	そうごう薬局 柳川本城町店	柳川市本城町 3 番 2	24・5・1

大野生訪 6	(株)未来 訪問看護ステーションゆり	大野城市山田3丁目6-10-102	24・4・1
八女生訪 3	訪問看護ステーションちくすい	八女市岩崎607番地	24・4・1
朝倉生訪 2	医療法人社団医王会 訪問看護ステーションけんせい	朝倉市来春132番地	24・4・1
直生訪6	訪問看護ステーションあおぞら	直方市大字植木509	24・4・1

福岡県告示第933号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
京生薬39	広津調剤薬局	築上郡吉富町大字広津385-1	24・3・26

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生136	いまむらメンタルクリニック	宗像市栄町11-2 クレール桜アネックス101	24・1・31

み生29	村上整形外科スポーツクリニック	みやま市高田町江浦280-1	24・3・31
遠生186	吉村整形外科クリニック	遠賀郡岡垣町野間2丁目7-5	24・3・31
う生7	平井内科医院	うきは市吉井町清瀬584-2	24・3・31
宰生歯8	鈴木歯科医院	太宰府市都府楼南4丁目3-1	24・3・31
田川生歯115	医療法人イアシス会福智歯科医院	田川郡福智町金田921-16	24・2・29
田生歯84	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	24・3・31
豊生歯46	うのしま歯科	豊前市大字宇島1-1	24・3・30
み生薬11	元町薬局	みやま市瀬高町下庄1718-10	24・3・31

福岡県告示第934号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
朝倉生56	朝倉診療所	朝倉市国民健康保険直営診療所	朝倉市古毛585	24・3・1
柳生118	財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	柳川市筑紫町29	24・3・1
中生59	医療法人吉野クリニック	医療法人吉野内科・外科クリニック	中間市鍋山町13番1号	23・4・1

田生薬73	ぞうさん調剤薬局	株式会社アガベ 田川薬局	田川市大字楠 1700-91	24・4・1
-------	----------	-----------------	----------------	--------

福岡県告示第935号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑生マ228	城戸 眞知子（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野 201-11	24・4・2
大野生マ4	松本 勝享（訪問マッサージ七五三）	大野城市白木原5丁目2-1-501	24・4・1
嘉麻生マ33	桝崎 宗近（訪問マッサージ楽々）	嘉麻市下白井 1180-24	24・5・10
田生柔31	岡部 圭佑（朝陽整骨院）	田川市大字夏吉 1198-1	24・4・27
田生柔32	宮崎 誠士（中央整骨院）	田川市中央町 1-57	24・5・1
柳生柔22	堤 賢一（つつみ接骨院）	柳川市大和町中島 1053	24・4・26
大川生柔23	野口 日佳里（あおば整骨院）	大川市大字道海島 579-1	24・4・2
大野生柔27	上野 圭（上野はり灸整骨院）	大野城市下大利 1丁目 13-8	24・4・20

像生柔45	真崎 啓介（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12-9	24・4・1
像生柔46	青木 裕次郎（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12-9	24・4・1
像生柔47	一万田 秀幸（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12-9	24・4・1
像生柔48	佐々木 旭（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12-9	24・4・1
像生柔49	谷中 祥太（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12-9	24・4・1
像生柔50	橋本 裕貴（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12-9	24・4・1
像生柔51	常村 将志（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町 12-9	24・4・1

福岡県告示第936号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑生マ227	下川 真琴（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野 201-11	24・3・31

田川生マ 17	江良 眞砂男（あんじゅ 施術所）	田川郡福智町金田 60-20	24・4・30
田生柔18	岡部 圭佑（よねだ鍼灸 整骨院）（田川院）	田川市大字伊田 3601-1	24・4・7
田生柔28	城後智（中央整骨院）	田川市中央町 1-57	24・5・1
像生柔36	島村 次郎（堺整骨院宗 像本院）	宗像市栄町 12-9	24・3・31
筑紫地生 柔22	森 良太（整骨院あすく）	筑紫郡那珂川町道善 1丁目 72-1	24・3・22

福岡県告示第937号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直生マ17	児玉 敏郎（のじ ぎく施術所）	児玉 敏郎（訪問 マッサージサンラ イズ治療院）	直方市大字下境 3265 番 地	24・4・10

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田川生マ 7	森 桂（あ んじゅ施術 所）	田川郡福智町金田 60- 20	田川郡福智町金田 60- 11	24・5・1
田川生マ 13	高武 宗俊 （あんじゅ施 術所）	田川郡福智町金田 60- 20	田川郡福智町金田 60- 11	24・5・1
田川生マ 16	坂田 猛（あ んじゅ施術 所）	田川郡福智町金田 60- 20	田川郡福智町金田 60- 11	24・5・1

福岡県告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
築上郡上毛町大字下唐原2305の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町s役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第939号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（平成23年6月福岡県告示第987号）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

「平成23年4月1日以後」を「平成23年4月1日から平成24年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第940号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,290円を超えるときは、104,290円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が56,600円以下であるときに限る。）	月額56,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,150円を超えるときは、52,150円）

2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,300円以下であるときに限る。）	月額28,300円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
---	--

福岡県告示第941号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年11月11日農林水産省告示第1804号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第942号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
3 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

福岡県告示第943号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
宗像市くりえいと北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成21年1月7日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
宗像市須恵及び平等寺の各一部
- 4 事務所の所在地
宗像市くりえいと二丁目3番1号
- 5 設立認可の年月日
平成20年12月17日
- 6 変更の内容
事務所の所在地を次のように変更する
（変更前）宗像市くりえいと三丁目1番4号
（変更後）宗像市くりえいと二丁目3番1号
- 7 変更認可の年月日
平成24年5月11日

福岡県告示第944号

糸島市前原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
小川 武人	糸島市有田31番地1
田中 福	〃 高田二丁目18番1号
古家 喜太郎	〃 加布里1060番地
島崎 精一	〃 末永554番地
水田 辰己	〃 本1531番地
山田 傳一	〃 泊1693番地1
波多江 信義	〃 波多江673番地
菊池 隆貞	〃 高祖1370番地
徳永 日出光	〃 蔵持832番地3
友池 良治	〃 浦志二丁目6番15号
嘉村 正人	〃 飯原1568番地4
水崎 信義	〃 三雲561番地
星丸 忠好	〃 井原1357番地
吉田 稔	〃 山北66番地
波多江 政光	〃 東559番地
稲田 豊	〃 長野1001番地
井上 義昭	〃 前原南一丁目18番34号

2 退任監事

氏名	住所
吉村 次雄	糸島市南風台八丁目13番23号
藤瀬 賢徳	〃 神在812番地1
石丸 義美	〃 池田9番地

3 就任理事

氏名	住所
重 富 重 彦	糸島市荻浦 224 番地
井 上 義 昭	ゝ 前原南一丁目 18 番 34 号
重 松 繁 久	ゝ 飯原 1692 番地 1
波多江 政 光	ゝ 東 559 番地
水 崎 信 義	ゝ 三雲 561 番地
中 原 俊 一	ゝ 池田 57 番地
山 田 傳 一	ゝ 泊 1693 番地 1
吉 田 稔	ゝ 山北 66 番地
田 中 正 則	ゝ 本 578 番地
泊 善 文	ゝ 岩本 156 番地
良 川 隼 人	ゝ 有田 527 番地
清 水 節 男	ゝ 浦志三丁目 4 番 1 号
山 田 武 利	ゝ 瑞梅寺 682 番地
笠 泰	ゝ 西堂 828 番地
中 村 禎 伸	ゝ 大門 196 番地 3
富 永 俊 章	ゝ 潤二丁目 14 番 34 号
中 原 英 機	ゝ 板持 117 番地
春 日 好 則	ゝ 神在 1116 番地 1

4 就任監事

氏名	住所
稲 田 豊	糸島市長野 1001 番地
井 上 正 人	ゝ 山北 394 番地
山 崎 悟	ゝ 井原 1516 番地

福岡県告示第945号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	166	嘉麻市大隈町 418-3 嘉麻市交通安全協会 会長 尾籠 利文	嘉麻市大隈町 418-3	平成24年 4月27日
旧		嘉麻市大隈町 418-3 嘉麻市交通安全協会 会長 山上 豊		

福岡県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
福岡	県道	津和崎線 潤	前	糸島市泊1276番1先から 糸島市波多江駅北2丁目1番21先まで	7.5 ～ 37.0	1,965.6	うち一般国道202号重用延長110.0メートル
			前	糸島市泊1276番1先から 糸島市波多江駅北2丁目1番21先まで	8.8 ～ 50.0	2,009.0	うち一般国道202号重用延長575.0メートル
			後	糸島市泊1276番1先から 糸島市波多江駅北2丁目1番21先まで	7.5 ～ 37.0	1,965.6	うち一般国道202号重用延長110.0メートル

			後	糸島市泊1276番1先から 糸島市波多江駅北2丁目1番21先まで	8.8 ～ 50.0	2,009.0	うち一般 国道202 号重用延 長575.0 メートル
--	--	--	---	-------------------------------------	------------------	---------	---

福岡県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	津和崎潤線	糸島市泊1276番1先から 糸島市泊171番5先まで
福岡	津和崎潤線	糸島市泊1276番1先から 糸島市潤686番先まで

福岡県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

八女	一般 国道	422号	前	八女市黒木町大淵4145番先から 八女市黒木町大淵4924番1先まで	7.1 ～ 19.0	97.1
			前	八女市黒木町大淵4145番先から 八女市黒木町大淵4924番1先まで	7.1 ～ 17.0	119.6
			後	八女市黒木町大淵4145番先から 八女市黒木町大淵4924番1先まで	7.1 ～ 20.2	97.1

福岡県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市黒木町大淵4145番先から 八女市黒木町大淵4924番1先まで

福岡県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	町川原 赤間線	前	古賀市大字新原717番1先 から 古賀市大字筵内791番1先 まで	14.8 ～ 32.0	1,000.0
			後	古賀市大字新原717番1先 から 古賀市大字筵内791番1先 まで	14.0 ～ 32.0	1,000.0

福岡県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	町川原 赤間線	古賀市大字筵内988番1先から 古賀市大字筵内766番1先まで

福岡県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	藤田 日吉町線	久留米市西町1193番5先から 久留米市西町1195番8先まで

福岡県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	上高橋 野町線	三井郡大刀洗町大字山隈1479番1先から 三井郡大刀洗町大字山隈1484番25先まで

福岡県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	豆田 稲築線	嘉麻市岩崎2299番18先から 嘉麻市岩崎1352番11先まで

福岡県告示第955号

平成24年度定期自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 委託する税目

平成24年度定期自動車税

2 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名称	住所	委託内容
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	自動車税収納事務に付随する情報通信役務の提供
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	同上
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上

3 委託した日

平成24年4月20日

4 収納取扱期間

平成24年5月1日から平成25年3月31日まで

福岡県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	211号	前	嘉麻市桑野586番1先から 嘉麻市桑野580番1先まで	34.0 ～ 58.0	60.0
			後	嘉麻市桑野586番1先から 嘉麻市桑野580番1先まで	47.0 ～ 70.0	60.0

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

土木情報システム（事業管理サブシステム）運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県県土整備部企画交通課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

日本コンピュータ・ダイナミクス（株）

(2) 住所

福岡市博多区千代1丁目19番13号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

28,038,666円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

土木情報システム運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県県土整備部企画交通課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

日本電気株式会社 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

28,714,980円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第53号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年5月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(政党の支部)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党福岡県理容支部	藤木 優	山下 邦義	福岡市中央区大名2丁目2-9

(政党以外のその他の政治団体)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
あらしきひろこ後援会	篠寄 年江	西村 恵美子	嘉麻市鴨生206-6
石松守後援会	榊田 三吾	山浦 博美	遠賀郡遠賀町大字上別府1013石松守方
井上としかず後援会	井上 敏和	井上 孝子	北九州市門司区伊川1263
植木隆信後援会	伊藤 好信	益田 忠信	宗像市城西ケ丘4丁目18-6
うすいしずこ後援会	臼井 静子	臼井 憲明	うきは市吉井町千年54-1
うど健次後援会	岡松 長成	竹本 春海	行橋市泉中央4丁目11-18
うらた吉彦後援会	川村 司	浦田 吉雄	嘉麻市嘉穂才田956-1
大久保みきお後援会	大久保 三喜男	木下 誠	福津市津屋崎3-11-17
小川けんじ後援会	丸山 隆司	岡田 典子	小郡市祇園1丁目14-8
おにまる岳城後援会	鬼丸 岳城	鬼丸 勝利	みやま市瀬高町文廣1165
小野健後援会	小野 健	小野 弘義	遠賀郡芦屋町山鹿544-29
かのう義郎後援会	一ノ宮 嘉弘	戸星 多美子	糸島市前原駅南1-6-41クレール前原101
北富敬三後援会	瀧本 信一	今村 恵美子	嘉麻市山野640
九州政経懇話会	作田 英俊	作田 英俊	中間市長津3-18-6
きよた信治後援会	有馬 良信	千代田 怜二郎	福岡県久留米市西町1196-17
きよた信治の会	清田 信治	今永 美代子	福岡県久留米市西町1196-17
くさかべ晃志後援会	日下部 晃志	日下部 美恵子	福岡市博多区東光寺町1-15-9
久保よしかずを育てる会	久保 嘉一	久保 千亜紀	北九州市八幡西区浅川台3-19-29
小島忠義後援会	小島 忠義	小島 周三	糸島市浦志2-5-20
坂口孝文後援会	坂口 孝文	坂口 孝文	みやま市高田町上楠田2284
沢田輝彦後援会	沢田 輝彦	沢田 輝彦	北九州市小倉北区豎林町7-10
三小田一美後援会	三小田 保弘	三小田 由起子	柳川市大和町塩塚541
柴田ひろたか後援会	大場 與士一	柴田 昭雄	朝倉市馬田1235

白水えいじ後援会	白水 英至	白水 克代	糟屋郡宇美町ゆりが丘1-13-10
誠生会	田代 和誠	田代 和誠	小郡市小郡2389-31
高木直行後援会	高木 直行	小松原 保	直方市須崎町12-23
竹本慶吉後援会	藤川 幸吉	穂坂 庸勝	嘉穂郡桂川町大字土師 5区
田代和誠後援会	田代 和誠	田代 和誠	小郡市小郡2389-31
田中まこと後援会	田中 康雄	田中 富雄	筑紫野市大字隈249
寺崎いわお後援会	内藤 健次	寺崎 満州雄	久留米市津福本町878
中島ひでき後援会	中島 秀樹	中島 香織	朝倉市桑原350
長瀬俊夫後援会	長瀬 俊夫	大塚 勝重	嘉穂郡桂川町大字土師3549-1
ながのしげかず後援会	永野 繁一	青柳 成人	福岡市城南区友丘6-3-10-105
博多塾	平田 英因	平田 早苗	糟屋郡志免町南里6-7-26
原口秋良後援会	仲村 六助	原口 健二	田川市大字川宮1697-2
原田進政治経済研究会	原田 進	原田 博子	北九州市八幡西区熊西1丁目3-11-302号
福岡県理政会	藤木 優	山下 邦義	福岡市中央区大名2丁目2-9
藤井広子後援会	配川 寿好	浜田 良枝	北九州市戸畑区天籟寺1-1-15
藤川マサキヨ後援会	藤川 正恭	藤川 誠一	嘉穂郡桂川町大字土師1335
藤本孝一後援会	縄田 芳照	藤本 京子	飯塚市南尾107-2
松本世頭後援会	松本 世頭	石川 政徳	糟屋郡久山町大字山田2246-3
みすみ善彦後援会	石田 和美	白木 美根子	遠賀郡岡垣町大字海老津駅前5-16
宮迫たかし後援会	徳丸 雄司	宮迫 幸子	遠賀郡遠賀町田園1丁目17-2
三好きいち後援会	三好 貴一	三好 泰則	古賀市日吉2-23-15
本山たかはるを育てる会	本山 貴春	山本 和幸	福岡市南区清水3-8-29幸彦ビル402号室
森田房儀君を働かせる会	高椋 弥一	黒田 昇	柳川市大和町明野263
森元秀美後援会	毛利 保男	角銅 悦子	田川郡川崎町大字川崎1049-3
森本義征後援会	森本 義征	森本 洋子	古賀市駅東1-5-5
諸林一雄後援会	蓮尾 巨寛	伊藤 ミチコ	みやま市瀬高町松田33
山田ひろふみ後援会	利光 浩二	松村 真里	京都郡みやこ町勝山松田1693-3
よしかわ紀代子後援会	正中 広人	石原 進	嘉穂郡桂川町大字土師1-78
緑楠会	楠田 幹人	楠田 和子	筑紫野市上古賀3丁目3番地19号

(政党以外のその他の政治団体の支部)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
北九州全英会	吉田 公明	久保 栄治	北九州市八幡西区青山2-10-22-303

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
24・5・1	3391	公告		6	○		後から 5	表中	電気通信機器 [○]	電子通信機器 [●]
24・5・15	3394	目次		1	○		後から 3		関門海域 [○]	関門海峡 [●]
		目次		1	○		後から 2		関門海域 [○]	関門海峡 [●]
		目次		1	○		後から 1		養殖用 [○]	養殖洋 [●]
		筑前海区 漁業調整 委員会指 示	151	25	○		後から 5		関門海域 [○]	関門海峡 [●]